

急啓 先日融通したお金二十万円とその利子二万円の、都合二十二万円のこと、三回目の返済要求をいたします。

すでに約束の期日から、二か月が過ぎています。当初二月三日の約束が二月二十日になり、さらには三月十五日には必ずとおっしゃり、そして三月二日になる今日現在まで、一円たりとご返却いただいていません。

多少の遅れはご事情もありませんと目をつぶっていましたが、二か月の遅れには、忍耐も限界に来たというほかありません。貴兄も大変かと思いますが、こちらにとっても二十二万円は決して少ない金額ではないので、このままでは多方面に迷惑をかけてしまうこととなります。

貴兄には厳しい言い方になってしまいますが、三月十五日までに全額ご返済いただけない場合は、しかるべき法的措置を準備することになりますので、お含み置きください。

草々